

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市立の幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育年限)

第2条 幼稚園の保育年限は、1年及び2年とする。ただし、幼稚園型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた幼稚園をいう。以下同じ。）の保育年限は、1年、2年及び3年とする。

(学級編制及び学級定員)

第3条 幼稚園型認定こども園以外の幼稚園の学級は、4歳児（当該年度において5歳に達する者をいう。以下同じ。）及び5歳児（当該年度において6歳に達する者をいう。以下同じ。）の異年齢児で編制する。

2 幼稚園型認定こども園の学級は、3歳児（当該年度において4歳に達する者をいう。以下同じ。）、4歳児及び5歳児について、年齢別に編成する。

3 1学級の園児の人数（以下「学級定員」という。）は、35人以下とする。

(学級数及び年齢別定員)

第4条 幼稚園型認定こども園以外の幼稚園の学級数は3と、4歳児の定員は30人と、5歳児の定員は70人とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これらを減少することができる。

2 幼稚園型認定こども園以外の幼稚園の5歳児の入園者の人数が定員に満たない場合において、定員を超えることとなる人数の4歳児の入園希望者があるときは、当該定員に満たない人数を限度として、定員を超えて4歳児の入園を許可することができる。この場合において、定員を超えて入園を許可することができる人数は、20人を限度とする。

3 前項の規定により定員を超えて4歳児の入園を許可した場合においては、その後に入園を許可することができる5歳児の人数は、5歳児の定員から、定員を超えて入園を許可した4歳児の人数を減じた人数とする。

4 幼稚園型認定こども園の学級数は3と、3歳児の定員は25人と、4歳児及び5歳児の定員はそれぞれ30人とする。

(開園時間)

第5条 幼稚園の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、幼稚園型認定こども園の開園時間は、午前8時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、開園時間を短縮し、又は延長することができる。

(教育時間等)

第6条 幼稚園型認定こども園以外の幼稚園における教育時間は、午前9時から午後2時までとする。

2 幼稚園型認定こども園における教育・保育時間は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 1日11時間の保育必要量の認定（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項の規定による保育必要量の認定をいう。次号において同じ。）を受けた園児 午前8時から午後6時まで

(2) 1日8時間の保育必要量の認定を受けた園児 午前9時から午後5時まで

(3) 保育の必要性の認定を受けない園児 午前9時から午後2時まで

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、教育時間及び教育・保育時間を短縮し、又は延長することができる。

(休園日)

第7条 幼稚園の休園日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休園することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(教育課程の学期)

第8条 幼稚園の教育課程の学期は、次のとおりとする。

(1) 第1学期 4月1日から7月31日まで

(2) 第2学期 8月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育課程の休業日)

第9条 幼稚園の教育課程の休業日は、次のとおりとする。

(1) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(2) 冬季休業日 12月23日から翌年の1月8日まで

(3) 春季休業日 3月23日から4月9日まで

2 教育委員会は、教育上その他特別の事情により必要があると認めるときは、別に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

(入園者の選定)

第10条 教育委員会は、入園希望者の人数が入園を許可することができる人数を超えるときは、抽選その他公正な方法により、又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により市長が行う利用調整の結果に基づき、入園者を選定しなければならない。

(卒園証書)

第11条 園長は、教育課程を修了した者に卒園証書を授与する。

(延長保育に係る保育料の額)

第12条 延長保育（吹田市立教育・保育施設条例（平成27年吹田市条例第26号。次項及び次条において「条例」という。）第11条第2項各号に掲げる時間帯の保育をいう。以下同じ。）1回についての同項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる園児の属する世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次に掲げる世帯 0円

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯

イ 世帯に属する全ての者が延長保育を受けた月の属する年度（その月が4月から8月までの場合にあつては、その前年度）分の市町村民税（特別区民税を含むものとし、地方税法（昭和25年法律第226号）第328条の規定によつて課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯

(2) 前号に掲げる世帯以外の世帯 200円

2 延長保育1月についての条例第11条第2項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる園児の属する世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる世帯 0円

(2) 前項第2号に掲げる世帯 2,600円

(給食費の額)

第13条 条例第12条の教育委員会規則で定める額は、園児1人につき、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号イ又はロに規定するものに該当する園児 次に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 保育の必要性の認定を受けた園児 月額800円

イ 保育の必要性の認定を受けない園児であつて幼稚園型認定こども園に在籍している園児
月額500円

ウ 幼稚園型認定こども園以外の幼稚園に在籍している園児 月額100円

(2) 前号に掲げる園児以外の園児 次に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 保育の必要性の認定を受けた園児 月額5,300円

イ 保育の必要性の認定を受けない園児であつて幼稚園型認定こども園に在籍している園児
月額3,400円

ウ 幼稚園型認定こども園以外の幼稚園に在籍している園児 月額700円

(保育料等の納期限)

第14条 毎月の保育料（延長保育に係る保育料を除く。）及び給食費は、その月の末日（12月にあつては、28日）までに納付しなければならない。

2 毎月の延長保育に係る保育料は、その月の翌月の末日（12月にあつては、28日）までに納付しなければならない。

3 前2項に規定する納期限が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日を納期限とする。

4 前3項の規定にかかわらず、前3項の規定によることが適当でないと認められる場合の納期限は、別に定める。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、幼稚園の管理運営に関し必要な事項は、児童部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(幼稚園型認定こども園に移行する年度の特例)

2 幼稚園型認定こども園に移行する年度（以下「移行初年度」という。）の前年度の4歳児の入

園者が進級することにより、移行初年度の5歳児の入園者の人数が幼稚園型認定こども園の5歳児の定員を超えることとなる場合においては、移行初年度に入園を許可することができる4歳児の人数は、4歳児の定員から、5歳児の入園者の5歳児の定員を超える人数を減じた人数とする。

- 3 移行初年度の5歳児の入園者の人数が学級定員を超えるときは、当該幼稚園型認定こども園の学級は、異年齢児で編制する。

(給食費の額の特例)

- 4 第13条の規定にかかわらず、令和2年5月から令和3年3月までの月分の給食費についての条例第12条の教育委員会規則で定める額は、0円とする。

附 則 (昭和43年2月7日教育委員会規則第5号)

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年9月21日教育委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年4月26日教育委員会規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。(以下省略)

附 則 (昭和48年9月21日教育委員会規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年10月1日教育委員会規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日教育委員会規則第5号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年10月20日教育委員会規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年4月1日教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年8月25日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則 (平成4年10月23日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月15日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成11年11月 1 日教育委員会規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年 7 月17日教育委員会規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則第 3 条及び別表の規定は、平成16年度以後の年度の学級、学級数及び定数について適用する。

附 則（平成17年 3 月30日教育委員会規則第 3 号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 6 月30日教育委員会規則第 5 号）

この規則は、平成18年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 2 月22日教育委員会規則第 2 号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年12月28日教育委員会規則第17号）

この規則は、平成24年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 2 月15日教育委員会規則第 3 号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年12月26日教育委員会規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則の改正規定は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日から平成27年 3 月31日までの間は、古江台幼稚園の 4 歳児の定員は、吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則別表の規定にかかわらず、35人とする。

附 則（平成27年 3 月25日教育委員会規則第 7 号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 8 月28日教育委員会規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条第4項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から平成28年3月31日までの間は、佐竹台幼稚園の4歳児の定員は、この規則による改正前の吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則別表の規定にかかわらず、30人とする。

附 則（平成28年1月29日教育委員会規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育の必要性の認定を受けない4歳児の平成28年4月分の給食費の額は、この規則による改正後の吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則第12条の規定にかかわらず、1人につき月額1,250円とする。

附 則（平成28年8月30日教育委員会規則第15号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月21日教育委員会規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年2月20日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月6日教育委員会規則第1号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年6月26日教育委員会規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月31日教育委員会規則第10号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。